

避難行動要支援者台帳への登録をお願いします

☎長寿はつらつ課 ☎463-1921、障害福祉課 ☎463-1598、危機管理室 ☎463-1788

近年、日本各地で多発する集中豪雨による洪水、土砂災害、地震などの自然災害により多くの方々犠牲になっており、なかでも高齢や障害などにより、ご自身で避難することが困難な方々が多く見受けられます。

そのため平成25年6月に災害対策基本法が改正され、市町村に避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられるなど、迅速かつ円滑な避難を実施するための措置の拡充がなされました。

本市では、これまでの災害時要援護者名簿に変えて、新たに避難行動要支援者名簿を作成するとともに、対象者のうち、届け出をされた方については、避難行動要支援者台帳を作成します。



避難行動要支援者名簿とは

災害時に避難をする際、在宅で支援を必要とする方の名簿で、避難支援や安否確認のため避難支援者（消防署や警察署、民生委員児童委員等）に提供し活用するものです。

※災害発生時のみ活用します。

避難行動要支援者台帳とは

避難行動要支援者名簿の対象となる方のうち、台帳への登録を届け出された方について、地域で避難支援者となる消防署や警察署、民生委員児童委員等に対して、事前に提供し、災害時はもとより日頃から防災訓練等において、支援体制づくりのために活用するものです。

避難行動要支援者名簿の登録対象者

- ア 75歳以上の方のみで構成された世帯
- イ 要介護1以上の認定を受けている方
- ウ 身体障害者手帳（1級から3級までおよび4級1種）を所持する方
- エ 療育手帳（A・A）を所持する方
- オ 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する方
- カ 難病に係る医療受給者証の交付を受けている方
- キ 障害支援区分の認定を受けている方
- ク その他、本人等の申し出により支援が必要と認められる方

※ア～キの方については、市で保有する情報をもとに、名簿に登録します。ただし、台帳への登録は下記の届け出が必要になります。

避難行動要支援者台帳の提供先

- 朝霞消防署
- 朝霞警察署
- 朝霞市社会福祉協議会
- 民生委員児童委員
- 自主防災組織（自治会・町内会）
- 消防団

避難行動要支援者台帳に記載する情報

- ・住所 ・氏名 ・生年月日 ・電話番号
- ・身体状況 ・緊急連絡先 ・支援者氏名など

避難行動要支援者台帳への登録方法

避難行動要支援者名簿の登録対象者（上記ア～キ）の方には、「朝霞市避難行動要支援者台帳登録届出書」を1月中旬に郵送でお送りします。必要事項を記入のうえ、2月10日（金）までに同封の返信用封筒で返信してください。

なお、今後新たに障害の認定、要介護認定などを受けられた方のうち、避難行動要支援者台帳への登録を希望される方については、随時登録の申し込みを受け付けていますので、上記ア、イに該当する方は長寿はつらつ課、ウ～キに該当する方は障害福祉課までお問い合わせください。

また、ア～キの対象者のほか、避難にあたっての支援が必要で台帳への登録を希望する方は長寿はつらつ課までお問い合わせください。



※注意

- ・現在、災害時要援護者名簿に登録いただいている方についても、再度届け出が必要となります。
- ・登録内容の変更や、登録の必要がなくなった場合は市へ届け出てください。
- ・今回の発送対象者は平成28年12月1日現在のデータを使用しています。

災害は、いつ、どのような形で起きるか予測が困難であり、すべての場合に万全の体制が取れるというものではありません。災害時には各支援機関においても、どのような事態が発生するかわからず、早急に安否確認などができない場合があります。登録にあたっては、そのことを十分にご理解のうえ届け出をお願いします。

災害などに備え、日頃から隣近所の方々顔見知りになり、声かけができる関係づくりが大切です。